

春季火災予防運動

3月1日～7日

火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防意識の一層の普及を図ることで、火災の発生を防止し、火災による死傷者を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として、毎年この時期に実施しているものです。

今一度、次の点に注意して火災から生命、財産を守りましょう。

【住宅防火 いのちを守る 10のポイント】

4つの習慣

1. 寝たばこは絶対にしない、させない。
2. ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
3. こんろを使うときは火のそばを離れない。
4. コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。



6つの対策

1. 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
4. 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。



住宅用火災警報器の設置・維持管理が大切です。

住宅用火災警報器は、火災が発生した際に煙を感知して火災の発生を知らせ、逃げ遅れによる死傷者を減少させることを目的としています。

君津市火災予防条例では、平成18年6月から新築の住宅に、平成20年6月からは既存の住宅に住宅用火災警報器の設置が義務となっています。

夜間など就寝中の火災を早期に見出し、避難できるように、住宅用火災警報器を設置しましょう。また、設置後は定期的に点検を実施し、正常に作動するか確認するとともに10年を目安に交換するなど維持管理が大切です。

電気火災対策には、感震ブレーカーが効果的です！

東日本大震災における火災全111件のうち、原因が特定されたものが108件、そのうち過半数が電気関係の出火でした。地震が引き起こす電気火災とは、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や停電復旧した時に発生する火災のことです。

「電気火災事例」

地震で本棚が倒れて、雑誌が
電気ストーブ周辺に散乱



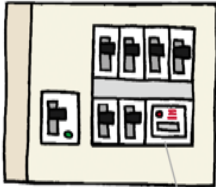
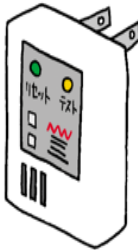
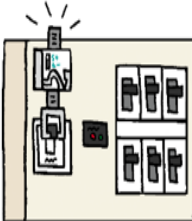
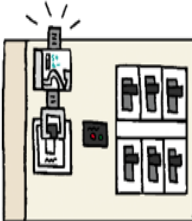
停電した状態から通電
し、ストーブが作動



紙類に
着火

「感震ブレーカー」は、地震発生時に設定値以上の揺れを感知した時に、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具です。感震ブレーカーの設置は、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段です。

【主な感震ブレーカー種類】

分電盤タイプ (内蔵型)	分電盤タイプ (後付型)	コンセントタイプ	簡易タイプ
 <small>感震センサー</small>			
分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断	分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能	コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断
約5～8万円 (標準的なもの)	約2万円	約5,000円～2万円	3,000円～4,000円程度
電気工事が必要	電気工事が必要	電気工事が必要なタイプと、コンセントに差し込むだけのタイプがある	電気工事不要